

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 1 日（火）第630号の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○選挙運動従事者及び労務者に支給できる実費弁償の最高額及び報酬の最高額（※）

（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に支給できる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に支給できる報酬の最高額を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

選挙運動従事者及び労務者に支給できる実費弁償の最高額及び報酬の最高額

1 選挙運動に従事する者 1 人に対して支給できる実費弁償の額

(1) 鉄道賃

鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(2) 船賃

水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(3) 航空賃

航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(4) 車賃

陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(5) 宿泊費（食事料 2 食分を含む。）

1 夜につき 23,000 円

(6) 弁当料

1 食につき 1,500 円， 1 日につき 4,500 円

(7) 茶菓料

1 日につき 1,000 円

2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給できる報酬の額

(1) 基本日額

10,000 円

(2) 超過勤務手当

1 日につき基本日額の 5 割

3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給できる実費弁償の額

(1) 鉄道賃，船賃，航空賃及び車賃

第 1 号(1)から(4)までに掲げる額

-
- (2) 宿泊料（食事料を除く。）
1 夜につき20,000円
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員，専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者，専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）1人に対して支給できる報酬の額
- (1) 選挙運動のために使用する事務員1人に対して支給できる報酬の額
1日につき15,000円
- (2) 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人に対して支給できる報酬の額
1日につき20,000円
- (3) 専ら手話通訳のために使用する者1人に対して支給できる報酬の額
1日につき20,000円
- (4) 専ら要約筆記のために使用する者1人に対して支給できる報酬の額
1日につき20,000円
- 附 則
- 1 この告示は，令和7年7月1日から施行する。
- 2 平成28年5月20日鹿児島県選挙管理委員会告示第8号は，廃止する。